議案第74号

桑名市出張所設置条例の一部改正について

桑名市出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和６年８月28日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

桑名市出張所設置条例の一部を改正する条例

桑名市出張所設置条例（平成16年桑名市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表桑名市大山田地区市民センターの項中「桑名市大山田一丁目７番地４」を「桑名市大山田一丁目９番地」に改める。

附　則

この条例は、令和７年６月２日から施行する。

参　考

（改正のあらまし）

消防庁舎等再編整備事業に伴い、桑名市大山田地区市民センターの位置を変更するため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>（別表）<br>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>桑名市大山田地区市民センター</td><td>桑名市大山田一丁目７番地４</td><td>市内全域</td></tr>
</table></td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>桑名市大山田一丁目９番地</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

議案第75号

桑名市まちづくり拠点施設条例の一部改正について

桑名市まちづくり拠点施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和６年８月28日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

桑名市まちづくり拠点施設条例の一部を改正する条例

桑名市まちづくり拠点施設条例（平成29年桑名市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の表を次のように改める。

１　桑名地区のまちづくり拠点施設（桑名市大山田まちづくり拠点施設を除く。）

| 時間区分<br>利用区分 | 午前<br>（午前９時～正午） | 午後<br>（午後１時～午後５時） | 夜間<br>（午後５時30分～午後９時30分） |
|---|---|---|---|
| 大研修室 | 1,480円 | 2,040円 | 2,040円 |
| 学習室 | 680円 | 1,020円 | 1,020円 |
| 日本間 | 680円 | 1,020円 | 1,020円 |
| サークル室 | 330円 | 570円 | 570円 |
| 会議室 | 440円 | 570円 | 570円 |

別表第１中７の表を８の表とし、次のように加える。

| | |
|---|---|
| 液晶プロジェクター（桑名市大山田まちづくり拠点施設） | １回当たり　1,900円 |

別表第１中６の表を７の表とし、５の表を６の表とし、４の表を５の表とし、３の表を４の表とし、２の表を３の表とし、１の表の次に次の１表を加える。

２　桑名市大山田まちづくり拠点施設

| 時間区分<br>利用区分 | 午前<br>（午前９時～正午） | 午後<br>（午後１時～午後５時） | 夜間<br>（午後５時30分～午後９時30分） |
|---|---|---|---|
| 会議室１ | 470円 | 620円 | 620円 |
| 会議室２ | 470円 | 620円 | 620円 |
| 会議室３ | 660円 | 880円 | 880円 |
| 会議室４ | 660円 | 880円 | 880円 |
| 会議室５ | 1,010円 | 1,340円 | 1,340円 |
| 会議室６ | 1,010円 | 1,340円 | 1,340円 |
| 会議室７ | 1,230円 | 1,650円 | 1,650円 |
| 会議室８ | 1,230円 | 1,650円 | 1,650円 |
| 和室 | 840円 | 1,120円 | 1,120円 |

別表第１備考中「冷暖房設備及び電気窯」を「冷暖房設備、電気窯及び液晶プロジェクター」に改める。

附　則

この条例は、令和６年11月１日から施行する。

参　考

（改正のあらまし）

消防庁舎等再編整備事業に伴い、桑名市大山田まちづくり拠点施設の施設及び使用料等を変更するため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

## 改　正　前

（別表第１）

別表第１（第８条関係）

基本額

１　桑名地区のまちづくり拠点施設

| 時間区分／利用区分 | | 午前（午前９時～正午） | 午後（午後１時～午後５時） | 夜間（午後５時30分～午後９時30分） |
|---|---|---|---|---|
| 大研修室 | 桑名市大山田まちづくり拠点施設 | 2,500円 | 3,420円 | 3,420円 |
| | 大山田を除くまちづくり拠点施設 | 1,480円 | 2,040円 | 2,040円 |
| 学習室 | | 680円 | 1,020円 | 1,020円 |
| 日本間 | | 680円 | 1,020円 | 1,020円 |
| サークル室 | | 330円 | 570円 | 570円 |
| 会議室 | | 440円 | 570円 | 570円 |

２　（略）

３　（略）

４　（略）

## 改　正　後

（桑名市大山田まちづくり拠点施設を除く。）

| 時間区分／利用区分 | 午前（午前９時～正午） | 午後（午後１時～午後５時） | 夜間（午後５時30分～午後９時30分） |
|---|---|---|---|
| 大研修室 | 1,480円 | 2,040円 | 2,040円 |
| 学習室 | 680円 | 1,020円 | 1,020円 |
| 日本間 | 680円 | 1,020円 | 1,020円 |
| サークル室 | 330円 | 570円 | 570円 |
| 会議室 | 440円 | 570円 | 570円 |

２　桑名市大山田まちづくり拠点施設

| 時間区分／利用区分 | 午前（午前９時～正午） | 午後（午後１時～午後５時） | 夜間（午後５時30分～午後９時30分） |
|---|---|---|---|
| 会議室１ | 470円 | 620円 | 620円 |
| 会議室２ | 470円 | 620円 | 620円 |
| 会議室３ | 660円 | 880円 | 880円 |
| 会議室４ | 660円 | 880円 | 880円 |
| 会議室５ | 1,010円 | 1,340円 | 1,340円 |
| 会議室６ | 1,010円 | 1,340円 | 1,340円 |
| 会議室７ | 1,230円 | 1,650円 | 1,650円 |
| 会議室８ | 1,230円 | 1,650円 | 1,650円 |
| 和室 | 840円 | 1,120円 | 1,120円 |

３

４

５

| | |
|---|---|
| 5　（略）<br>6　（略）<br>7　（略）<br><br>（略）　（略）<br>（略）　（略）<br>（略）　（略）<br><br>備考<br>1　（略）<br>2　桑名市民以外の者が利用する場合の使用料（冷暖房設備及び電気窯の使用料を除く。）は、それぞれの区分の使用料の２倍の額とする。<br>3～5　（略） | 6<br>7<br>8<br><br><br><br>液晶プロジェクター（桑名市大山田まちづくり拠点施設）　1回当たり　1,900円<br><br>冷暖房設備、電気窯及び液晶プロジェクター |

議案第76号

桑名市国民健康保険条例の一部改正について

桑名市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和６年８月28日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

桑名市国民健康保険条例の一部を改正する条例

桑名市国民健康保険条例（平成17年桑名市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第９項」を「第５項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は」を「、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年12月２日から施行する。

（適用区分）

２　この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第260号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参　考

（改正のあらまし）

関係法令の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

| 改　正　前 | 改　正　後 |
| --- | --- |
| （第11条）<br>（過料）<br>第11条　世帯主が法第９条第１項若しくは第９項の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、10万円以下の過科に処する。 | 第５項　、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し |

議案第77号

桑名市水道管路更新事業者選定委員会条例の廃止について

桑名市水道管路更新事業者選定委員会条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和６年８月28日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

桑名市水道管路更新事業者選定委員会条例を廃止する条例

桑名市水道管路更新事業者選定委員会条例（令和４年桑名市条例第35号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

参　考

（廃止の理由）

令和６年４月30日にプロポーザル方式により選定された事業者との契約が締結され、本条例の設置目的が達成されたため、廃止するものであります。

議案第78号

和解及び損害賠償額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号及び第13号の規定により、次のとおり和解及び損害賠償の額を決定することについて議会の議決を求める。

令和６年８月28日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

１　損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和５年８月１日午前４時45分頃、[redacted]において、救急自動車が道路を西進中に道路左わきに進路を外れ、[redacted]所有の電柱に衝突し、当該電柱を破損させたものである。

２　損害賠償の相手方

[redacted]

３　損害賠償の額

市から相手方へ　　１，２０１，６１７円

相手方から市へ　　０円

議案第79号

和解及び損害賠償額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号及び第13号の規定により、次のとおり和解及び損害賠償の額を決定することについて議会の議決を求める。

令和６年８月28日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

１　損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和６年５月21日午前10時45分頃、[redacted]において、消防自動車で右折しようとしたところ、消防自動車左後部シャッター上部とカーポートが接触し、当該カーポートを変形させ、隣接する小屋の一部を破損させたものである。

２　損害賠償の相手方

[redacted]

３　損害賠償の額

市から相手方へ　　１，３２０，０００円

相手方から市へ　　０円

議案第80号

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の３第１項の規定により、別紙のとおり三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議を要するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和６年８月28日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更しようとするもの。

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

三重県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年２月１日三重県指令政策第17－868号）の一部を次のように変更する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、令和６年12月２日から施行する。

三重県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

| 改　正　後 | 現　行 |
| --- | --- |
| 別表第１（第４条関係）<br>○被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付<br>○資格確認書等の引渡し<br>○資格確認書等の返還の受付<br>○医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し<br>○保険料に関する申請の受付<br>○上記事務に付随する事務 | 別表第１（第４条関係）<br>○被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付<br>○被保険者証及び資格証明書の引渡し<br>○被保険者証及び資格証明書の返還の受付<br>○医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し<br>○保険料に関する申請の受付<br>○上記事務に付随する事務 |

議案第81号

工事請負契約の締結について

桑名市総合運動公園サッカー場メイングラウンド人工芝張替工事の請負契約を次のとおり締結することについて、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年桑名市条例第53号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和６年８月28日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

| | | |
|---|---|---|
| １ | 契約の目的 | 桑名市総合運動公園サッカー場メイングラウンド人工芝張替工事 |
| ２ | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| ３ | 契約金額 | 248,973,450円 |
| ４ | 竣工期限 | 令和７年３月14日 |
| ５ | 契約の相手方 | 三重県桑名市梅園通43番地<br>三光建設株式会社<br>代表取締役　加藤　功一 |

参　考

桑名市総合運動公園サッカー場メイングラウンド人工芝張替工事

開札年月日　　令和６年６月 19 日

| 予定価格（税抜） | 調査基準価格（税抜） | 失格基準価格（税抜） |
|---|---|---|
| 261,883,000 円 | 242,700,000 円 | 226,330,000 円 |

| 業　　者　　名 | 入札価格 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 三光建設株式会社<br>代表取締役　加藤　功一 | 226,339,500 | 落札 |
| 新成テック株式会社<br>代表取締役　野間　真介 | 226,350,000 | |
| 天元工業株式会社<br>代表取締役　加藤　航 | 242,700,000 | |
| 伊勢土建工業株式会社<br>代表取締役　渡邉　淳 | 242,700,000 | |
| 株式会社ナガシマ<br>代表取締役　伊藤　秀和 | 242,700,000 | |
| 富山建設株式会社<br>代表取締役　酒井　隆 | 242,700,000 | |
| 霞興業有限会社<br>代表取締役　糸見　勘一 | 242,700,000 | |
| 株式会社カキトー<br>代表取締役　伊藤　寛基 | 242,700,000 | |
| 株式会社藤井建設<br>代表取締役　藤井　智也 | 242,700,000 | |
| 日本興業株式会社<br>代表取締役　杉本　康太 | 242,700,000 | |
| 株式会社後藤パイピング<br>代表取締役　後藤　豊史 | 242,700,000 | |

入札価格には消費税額を含まない。

議案第82号

財産の取得について

桑名市消防署の配備車両として、次のとおり財産を取得することについて、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年桑名市条例第53号)第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和６年８月28日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

| | | |
|---|---|---|
| １ | 名　　称 | 化学消防ポンプ消防車（Ⅲ型） |
| ２ | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| ３ | 契約金額 | 107,030,000円 |
| ４ | 契約の相手方 | 三重県四日市市中里町30番地９<br>三重保安商事株式会社四日市支店<br>支店長　森　淳一 |

参　考

化学消防ポンプ消防車（Ⅲ型）

開札年月日　　令和６年６月21日

| 業　　者　　名 | 入札価格 | 備　考 |
|---|---|---|
| 三重保安商事株式会社四日市支店<br>支店長　森　淳一 | 97,300,000円 | 落　札 |
| 日本機械工業株式会社名古屋営業所<br>所長　岩﨑　哲也 | 98,000,000円 | |
| 株式会社モリタ東海桑名営業所<br>所長　小倉　浩之 | 99,500,000円 | |

入札価格には消費税額を含まない。

議案第83号

財産の取得について

桑名市消防本部の配備車両として、次のとおり財産を取得することについて、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年桑名市条例第53号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和６年８月28日提出

桑名市長　伊　藤　徳　宇

１　名　　称　　指揮車（支援車Ⅳ型）
２　契約の方法　　一般競争入札
３　契 約 金 額　　24,420,000円
４　契約の相手方　　三重県四日市市河原田町712
株式会社山口商会四日市営業所
営業所長　上前　拓也

参　考

指揮車（支援車Ⅳ型）

開札年月日　　令和６年６月21日

| 業　　者　　名 | 入札価格 | 備　考 |
|---|---|---|
| 株式会社山口商会四日市営業所<br>営業所長　上前　拓也 | 22,200,000円 | 落　札 |
| 三重保安商事株式会社四日市支店<br>支店長　森　淳一 | | 辞退 |

入札価格には消費税額を含まない。